

令和8年度 臨時総代会開催報告

令和 8 年 7 月 29 日 亀田郷土地改良区大ホールにおいて、令和 8 年度第 1 回臨時総代会が開催されました。

総代会に先立ち、中東蒲原土地改良協議会の土地改良事業功労者表彰が行われました。10年以上職にある役員及び総代が対象で、大島千春理事（両川）、五十嵐源一理事（大形）、中川一広総代（横越）、加藤正美総代（大江山）、三原修総代（曾野木）が表彰されました。

総代会では、冒頭に阿部理事長より開会挨拶の後、議長に高橋修一総代（大江山）、副議長に増井等総代（山潟）を選出、令和 7 年度決算報告ほか 5 議案について原案どおり議決、承認されました。

令和 8 年度 第 1 回臨時総代会
(令和 8 年 7 月 29 日)

- 付議事項
- 認 第 1 号 専決処分の承認について
 - 認 第 2 号 令和 7 年度事業報告書の承認について
 - 認 第 3 号 令和 7 年度決算財務諸表の承認について
 - 報 第 1 号 監査報告について
 - 認 第 4 号 会計細則の一部改正について
 - 議 第 1 号 令和 8 年度収支補正予算案について



表彰を受ける大島理事



議長 高橋総代(右) 副議長 増井総代(左)

令和8年度 賦課金について

賦課金の値上げにご理解をお願いします

土地改良区の運営は、組合員の皆様から徴収する賦課金で賄われています。令和 4 年から続く電気料金の高騰は、用水排水にポンプ運転を必要とする当改良区では、非常に大きな負担となっています。また、工事関連単価もここ 3 年で人件費で 1.2 倍、資材費で 1.5 倍に値上がりしています。そうした状況で、施設の更新事業や突然の災害対応などにあてるための基金を毎年の維持管理費に補填していくことは、この先の改良区運営の継続が危ぶまれることとなります。

このため、賦課金値上げについて、令和 7 年 3 月の通常総代会で議決いただきました。令和 7 年度を据置期間、令和 8 年度、9 年度でそれぞれ 1 千円ずつ引き上げる計画となっております。引き続き、適切な施設の維持管理と改良区運営、経費節減に努めてまいりますので、組合員の皆様のご理解ご協力をお願いします。

令和 8 年度賦課金 (10a 当たり)

区 分	一般会計 (円)		計 (円)	備 考
	共通費	各区費		
第 1 区 (横 越)	12,500	500	13,000	畑 (10a) については定款第 25 条により田の 100 分の 25 の額 【(共通 3,125 円、各区 (第 1・2・5 区は 125 円/4 区は 75 円)】
第 2 区 (大江山)	12,500	500	13,000	
第 3 区 (亀 田)	12,500		12,500	
第 4 区 (両 川)	12,500	300	12,800	
第 5 区 (曾野木)	12,500	500	13,000	
第 6 区 (鳥屋野)	12,500		12,500	
第 7 区 (山 潟)	12,500		12,500	
第 8 区 (石 山)	12,500		12,500	
第 9 区 (大 形)	12,500		12,500	

◇今後の賦課金計画について
令和 9 年度賦課金単価 (10a 当たり) 田 13,500 円 畑 3,375 円

令和 8 年度 賦課金納入時期

令書発行 10 月 5 日
納 期 10 月 20 日

- ・現金納入の場合は 10 月 20 日までに納めてください。
- ・口座振替の場合は 10 月 20 日に引き落としになります。

未納賦課金の対応について

賦課金の納付は土地改良法に定められた組合員の義務にあたります。賦課金の滞納は国税徴収法に基づく滞納処分の対象となります。督促状や催告状を発送してもなお支払いが無い場合、支払いの意思がないと判断し、財産の差し押さえを行う事になります。

経済的理由による場合は分割納入の相談もお受けいたしますので下記へご連絡ください。

・総務課会計係 381-2131 ・地域課地域係 381-7586